

答 申

第 1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年 1 月 23 日付け、〇〇局農  
〇第 162 号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）については、  
実施機関は、その決定を取り消し、第 2 の 2 の本件対象公文書の存否を明らかにした  
上で、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和 5 年 1 月 11 日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成 8 年岡  
山県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、  
次の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「（株）〇〇（岡山県〇〇市〇〇〇）が〇〇市〇〇〇〇地内で土地の開発を行うに  
当たり、〇〇地域事務所〇〇地域森林課が作成した報告書、復命書等文書の全部」

- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）とし  
て、「（株）〇〇（岡山県〇〇市〇〇〇〇）が〇〇市〇〇〇〇地内で土地の開発を行  
うに当たり、〇〇地域事務所〇〇地域森林課が作成した報告書、復命書等文書の全部」  
と特定した上で、本件対象公文書を非開示とする本件処分を行い、令和 5 年 1 月 23  
日付けで審査請求人に通知した。

- 3 本件処分において実施機関が本件対象公文書を非開示とした理由は、次のとおりで  
あった。

岡山県行政情報公開条例第 10 条該当

一般的に、特定の事業者が森林法に係る指導を受けた場合に、その指導状況等に関  
する情報が公になると、当該事業者に対する社会的信用を低下させ、当該事業者と取  
引先等との関係が悪化することにより新たな業務の遂行が困難になることが予想さ  
れるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれ  
るおそれは否定できないものと認められる。

仮に開示請求の対象となった公文書（以下、本項において「対象公文書」という。）  
が存在するとして、その存在が明らかになったときには、対象公文書の内容を非開示  
とした場合であっても、当該法人が過去に森林法による指導を受けた事実の存在を明  
らかにすることとなる。

また、仮に対象公文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行う  
こととすると、その裏返しとして、対象公文書が存在する場合にのみ存否の応答を拒  
否することとなり、別の事案において存否の応答を拒否した場合に、当該事案の請求  
者が存否応答拒否の対象となった公文書の存在を推認することができることとなる。

これらにより、当該内容を含む文書が存在しているか否かを明らかにすること自体

が、条例第7条第3号の非開示情報である当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものを開示することになるため。

- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和5年4月14日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和5年6月27日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分は、条例の解釈を誤っていることから、開示する、との決裁を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件処分において本件対象公文書を開示しない理由として第2の3のとおりとしている。

しかし、審査請求人が令和5年4月14日付けで行った公文書開示請求と同類の請求を、令和4年11月24日付けで〇〇県民局地域政策部地域づくり推進課へ行い、令和〇年〇月〇日付け、〇〇局地第〇〇号で一部開示決定されていることから、本件開示請求も同様の判断がされなければならない。当該一部開示決定された公文書では、株式会社〇〇（以下「本件法人」という。）が行った開発行為に対して県が指導を行った報告書が開示されていることから、条例第10条該当とした知事の決定は、条例第3条第2項の規定に反する。

実施機関は、「異なる部署ごとに判断した場合に異なる決定がなされることは起こり得る」とあるが、二つの開示請求の内容が同類・同系統で、その両方が条例の規定に基づき判断された場合、同じ判断にならなければ不公平であり、「公平性の維持」が保たれない。

また、条例第3条第2項の規定について、「実施機関が保有する情報を多種多様な媒体によって積極的に公表するなどの情報提供施策や情報公開制度の充実のことを示していると解されること」とあるが、条例第3条第2項は「実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、その保有する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。」となっており、この条項にある「情報を積極的に公開」とは「情報を自ら進んで公開する」と解するのが一般的であり、「情報提供施策や情報公開制度の充実」と解することはできない。

以上により、先に開示決定された公文書開示と同類・同系統の開示請求に対しては、条例第3条第2項に基づき、積極的に開示されるべきであり、非開示にすることは条

例に反する。

審査請求人はこの現場の町内会に住んでおり、本件審査請求をしたときは、町内会長をしていた。町内会でも、本来ならば業者が開発する場合は地元の説明があると思うが全く説明がないまま一方的に開発が始まり、開発行為もかなり広い面積で行われているなど、いろいろおかしいという話が出ている。そこで、市にも確認したところ、そのあたりに関しては県の関係だということで、本件審査請求をしている。

大型車両の頻繁な進入によって生活道の顕著な破壊や通行への支障が生じ、非常に困っている状況になっている。市道のため市にも訴えているが、生活道にそうした車両が進入することが適切かどうかということも考えて、対応を考えているところである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

本件処分に当たり、審査請求人に対し電話連絡による趣旨確認を行ったところ、「〇〇地域森林課が本件法人や〇〇市、〇〇県民局地域づくり推進課と行った協議内容や指導記録の全ての文書」との見解が示されたため、開示請求書に記載された内容に当該確認内容を加えて、公文書の特定を行ったものである。

##### ア 公文書開示に関する規定について

条例第7条柱書において「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

同条第3号では、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報と規定している。

また、同条第6号では、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定しており、同号イにおいては、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を例示している。

条例第10条においては、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

##### イ 森林の開発に係る規定について

開示請求のあった「土地の開発」に関する事務のうち、森林（民有林）の土地の開発については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第2条の3が示すところにより、1ヘクタールを超える場合は都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。

一方、1ヘクタール以下の森林の開発については、森林法第10条の8が示すところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法等を記載した届出書を提出しなければならないとされている。

なお、当該法令を所管するそれぞれの行政機関の実務においては、面積要件によって所管する行政機関及びその手続が異なっていることから、法令の適切な執行が確保されるよう関係する行政機関同士が相互に情報共有を行っているものである。

#### ウ 条例第7条第3号該当性について

仮に、本件対象公文書（〇〇地域森林課が本件法人や〇〇市、〇〇県民局地域づくり推進課と行った協議内容や指導記録の全ての文書を含む。以下同じ。）が存在するとした場合、その文書には、土地の開発に関して本件法人が行う事業の企図又は計画に関する情報が含まれると考えられる。

また、開発行為の許認可権限に係る行政機関と本件法人が行った協議内容に関しては、一般的に事業の準備状況や進捗状況、又は今後の事業展開等に関する情報が含まれることが想定される。したがって、これが公にされた場合、競業関係にある事業者へ情報が伝達されることによって本件法人が相対的に不利な立場に立つ可能性が考えられる上、対抗的な事業活動等が行われた場合には、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある。

さらに、関係行政機関の指導等が実際に行われていた場合には、その内容によっては、事業内容に何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られるおそれがあり、本件法人に対する社会的信用を低下させ、取引先との関係悪化やそのために業務遂行が困難になることなどの可能性も考えられ、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある。

#### エ 条例第7条第6号該当性について

本件処分の際の「開示しない理由」での記述は行っていないものの、本件審査請求の弁明において、補足的に次のとおり主張の追加を行う。

仮に、本件法人に対して関係行政機関の指導等が行われていた場合には、その情報には、各関係機関の指導内容及びそれに至る経緯、関係機関ごとの対応方針、指導に関する関係機関同士の意見の調整経過などが記録として整理・作成されることが想定される。

これらの情報は、公にすることにより、指導対象事項やその内容・程度等に関する基準や考え方が明らかとなるため、正確な事実の把握や不正行為の発見が困難になることが想定され、指導行政本来の目的達成に支障が生じ、結果として、指導行政の適正な執行を妨げるおそれがある。

このことから、条例第7条第6号イに例示する「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を招くことが想定され、今後の関係機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

#### オ 条例第10条該当性について

審査請求人は、開示請求書において法人名を特定した上で、開示請求を行っていることから、仮に本件対象公文書が存在するとして、その存在が明らかになったときには、本件対象公文書の内容を非開示とした場合であっても、本件法人が過去に森林法に規定する手続に関して協議等を行ったことや指導等を受けた事実の存在を明らかにすることとなる。

また、仮に本件対象公文書が存在しない場合に、不存在を理由として非開示決定を行うこととすると、その裏返しとして、本件対象公文書が存在する場合にのみ存否の応答を拒否することとなり、別の事案において存否の応答を拒否した場合に、当該事案の開示請求者が存否応答拒否の対象となった公文書の存在を推認することができることとなる。このことにより、条例第10条の趣旨が損なわれることとなる。

このため、本件対象公文書の存否を答えることは、上記のとおり条例第7条第3号に規定された非開示情報を公にすることとなるため、本件の開示請求については、条例第10条に該当すると判断し、文書の存否を明らかにせずに非開示としたものである。

#### カ 審査請求書における主張（条例第3条第2項該当性等）について

審査請求人は、審査請求書において「令和〇年〇月〇日付け、〇〇局地第〇〇号で一部開示決定された公文書では本件法人が行った開発行為に対して県が指導を行った報告書が開示されていることから、条例第10条該当とした知事の決定は、条例第3条第2項の規定に反する」と主張している。

別件において「報告書が開示されていること」に関しては、情報公開制度においては、公文書を保有する部署ごとに対象となる文書について、関係する根拠規定や掲載されている情報の性質に基づいて、非開示事由該当性を個別具体的に検討し、開示・非開示の決定を行うこととなる。

審査請求人が主張する別件における開示請求内容は、「職員が現場を立会した時の報告書の全部」であり、当該報告書は岡山県県土保全条例（昭和48年岡山県条例第35号）施行業務に係る現場立会時の報告書であると考えられるが、その作成意図や掲載されるべき情報の選択については、当該業務における必要性の判断のもとに行われたものと解することができる。

この点において、本件対象公文書（森林法関係業務）とは、その目的や性質を異にするものであり、別件において開示された文書と本件対象公文書が類似する文書であるとしても、異なる部署ごとに判断した場合に異なる決定がなされることは起り得ることであり、別件において開示されている文書と同様の開示内容としなければならないものではないと考えられる。

また、条例第3条第2項の規定に関しては、実施機関が保有する情報を多種多様な媒体によって積極的に公表するなどの情報提供施策や情報公開制度の充実のことを示していると解されることから、いわゆる訓示的な規定であって、個別の案件に係る開示の義務そのものを規定したものではないと考えられる。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1の公文書である。

### 2 本件対象公文書に係る条例の規定について

(1) 条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一・二 略

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四・五 略

六 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は土地開発公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ～ホ 略

七 略

(2) 条例第10条は、公文書の存否に関する情報について次のように定めている。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(3) 条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

(開示請求に対する決定等)

#### 第11条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

#### 3 略

### 3 条例第10条該当性について

審査請求人は、第3の2のとおり、実施機関が条例第10条の規定により本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は、条例第3条第2項の規定に反し、条例の解釈を誤っていると主張して、本件対象公文書の開示を求めている。

一方で、実施機関は、第4のとおり、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第7条第3号の非開示情報を開示することとなることから、条例第10条の規定により本件処分を行ったものであり、また、条例第3条第2項は、実施機関が保有する情報を多種多様な媒体によって積極的に公表するなどの情報提供施策や情報公開制度の充実のことを示しているものであって、個別の案件に係る開示の義務そのものを規定したものではないと説明している。

審査会において、これらの主張及び説明を踏まえて本件処分の妥当性について検討するにあたり、まず、条例第10条の解釈適用について明確にする。

条例による行政情報公開制度は、公文書の開示を請求する権利について定めるとともに、行政情報の公開の総合的な推進を図り、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的とするものである。

このため、条例第7条において、実施機関に対して開示請求があった場合の公文書の開示義務を課し、また、条例第8条第1項において公文書の一部開示（以下、単に「一部開示」という。）を規定して、実施機関に対して最大限の開示を実現することを求めている。

これらの趣旨に鑑みれば、開示請求を拒否する場合であっても、開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則であって、条例第10条による公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する処分（以下「存否応答拒否処分」という。）は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、存否応答拒否処分を行う場合は、その妥当性を適切に判断する必要があるものである。

以上の条例第10条の解釈適用に照らして、本件対象公文書の存否を明らかにするだけで条例第7条第3号の非開示情報を開示することになるとの実施機関の説明について、具体的に検討する。

#### ア 事業の企図・計画等の情報について

実施機関は、仮に、本件対象公文書が存在するとした場合、その文書には、土地の開発に関して本件法人が行う事業の企図又は計画、進捗状況、今後の事業展開等

に関する情報（以下「事業計画等情報」という。）が含まれることが想定され、これが公にされた場合、本件法人が競業関係にある事業者との関係で相対的に不利な立場に立つ可能性や対抗的な事業活動等によって本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると説明している。

この点については、確かに、特定の法人の事業計画等情報の内容が開示されれば、競業関係にある事業者との関係で当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあることは否定できないが、その場合であっても、事業計画等情報の内容を非開示とする適宜の措置を講じることでこうしたおそれを回避できる場合には、当該措置を講じた上で一部開示を行うべきである。

よって、事業計画等情報についての存否応答拒否処分は、当該情報の存在が公になっておらず、かつ、当該情報の存在が公開されることによって当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため、当該情報の存否の応答を拒否することによって保護すべき利益があると認められる場合にすることができるところ、本件開示請求に係る本件法人による土地の開発事業については、当該事業が行われていることは事実上公然のものとなっていると認められることから、当該事業に関する事業計画等情報が存在することは容易に推測できるというべきであって、当該情報の存否の応答を拒否することによって保護すべき利益があるとまでは認められない。

#### イ 関係行政機関の指導等の情報について

実施機関は、仮に、本件法人に対して関係行政機関の指導等が実際に行われていた場合には、その内容によっては、事業内容に何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られるおそれがあり、当該法人に対する社会的信用を低下させ、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあると説明している。

この点については、例えば、法令違反に対する行政指導文書におけるその法令違反の内容など、指導等の内容によっては、それを公表することが当該指導を受けた法人等の権利利益を害するおそれがある場合があることは否定できないが、その場合であっても、当該指導等の内容を非開示とする適宜の措置を講じることによって当該おそれを回避できる場合には、当該措置を講じた上で一部開示を行うべきである。

また、土地の開発に関しては、技術基準の解釈適用や施工方法の調整など法令違反に対する指導以外の様々な指導等が行われることも一般的であり、そうした指導が行われたことが、直ちに当該指導を受けた法人の権利利益を害するおそれがあると考えすることはできない。

よって、行政機関の指導等に関する文書についての存否応答拒否処分は、当該指導等の内容が法人の権利利益を害するものであって、かつ、当該指導に関するものであることが明らかな文書の開示請求があった場合など、該当する公文書が存在することを答えるだけで、当該指導等が行われたことが判明するような場合にすることができるところ、本件開示請求の内容は、本件法人に対してその権利利益を害する行政指導が行われたことが明らかであるものとは認められないこと

から、指導等に関する文書の存否の応答を拒否することによって保護すべき利益があるとまでは認められない。

以上のことから、条例第7条第3号の非開示情報を論拠として存否応答拒否処分を行った本件処分には、条例第10条の解釈適用に誤りがあるというべきである。

#### 4 条例第7条第6号の非開示情報について

実施機関は、仮に、本件法人に対して関係行政機関の指導等が行われていた場合には、その情報には、関係機関ごとの指導内容や対応方針などが記録として整理・作成されることが想定され、これらの情報が公開されると、指導対象事項やその内容・程度等に関する基準や考え方が明らかとなるため、正確な事実の把握や不正行為の発見が困難になり、指導行政の適正な執行を妨げるおそれがあると説明している。

当該説明は、本件対象公文書の条例第7条第6号該当性に関するものであるが、本件処分に係る弁明であることから、審査会として、本件処分において本件対象公文書の条例第7条第6号該当性が条例第10条を適用する根拠となるか否かについて検討する。

確かに、行政機関が行う指導に関して、指導対象事項やその内容・程度等に関する基準や考え方が明らかとなることによって、指導行政の適正な執行を妨げるおそれがある場合があることは否定できないが、その場合であっても、当該おそれがある個別具体的な指導の内容を非開示とする適宜の措置を講じた上で一部開示を行うべきであって、そもそも、森林法等による開発行為の許認可権限に係る行政機関が行う指導等については、共通してその内容となる事項は、法令等によってあらかじめ公になっていると考えられることから、その指導対象事項や指導の基準等について包括的に存否応答拒否処分をすることによって保護すべき利益があるとは認められない。

#### 5 結論

以上により、本件処分には、条例第10条の解釈適用に誤りがあるため、これを取り消し、本件対象公文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定をすべきであると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                          | 処理内容               |
|------------------------------|--------------------|
| 令和5年 6 月 2 7 日               | 実施機関から諮問を受けた。      |
| 令和5年 1 2 月 1 8 日<br>(審査会第1回) | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 1 月 2 9 日<br>(審査会第2回)   | 実施機関の意見陳述の聴取を行った。  |
| 令和6年 3 月 1 9 日<br>(審査会第3回)   | 審査請求人の意見陳述の聴取を行った。 |
| 令和6年 4 月 1 7 日<br>(審査会第4回)   | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 6 月 1 9 日<br>(審査会第5回)   | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 7 月 3 0 日<br>(審査会第6回)   | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 8 月 2 7 日<br>(審査会第7回)   | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 9 月 2 7 日<br>(審査会第8回)   | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 1 0 月 2 9 日<br>(審査会第9回) | 事案の審議を行った。         |
| 令和6年 1 1 月 2 1 日             | 実施機関に対し答申を行った。     |

岡山県行政不服等審査会委員名簿

| 氏名               | 職名                          | 備考      |
|------------------|-----------------------------|---------|
| 会 長<br>南 川 和 宣   | 岡山大学大学院<br>法務研究科教授          | 第一部会部会長 |
| 会長職務代理者<br>森 智 幸 | 弁護士                         |         |
| 荒 井 佐和子          | 川崎医療福祉大学<br>医療福祉学部准教授       | 第一部会委員  |
| 岩 崎 香 子          | 弁護士                         | 第一部会委員  |
| 伊 藤 健            | 岡山大学学術研究院<br>社会文化科学学域・法学部講師 |         |
| 豊 田 ひとみ          | 元日本赤十字社岡山県支部<br>事務局長        |         |
| 中 富 公 一          | 岡山大学名誉教授                    |         |
| 福 田 伸 子          | 元岡山県職員                      | 第一部会委員  |

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。